

危険物データベース登録確認書の交付に係る業務規程

平成元年 10 月 1 日

最終改正 平成 11 年 10 月 19 日危保規程第 25 号

1 目的

この業務規程は、危険物データベース登録確認書(以下「確認書」という。)の交付業務について必要な事項を定め、もって、消防機関における危険物判定業務の合理化及び簡素化に寄与することを目的とする。

2 確認書及び記載項目

(1) 確認書

確認書とは、危険物の確認試験結果のうち、消防庁が適正と判断したものについて、危険物データベースに登録を行っていることを確認する書類をいう。

(2) 確認書の記載項目

確認書には、次の項目を記載するものとする。

- ア 登録番号
- イ 登録物品名
- ウ 登録者名
- エ 類・品名・性質
- オ 状態
- カ 引火点

3 確認書の交付申請

確認書の交付を希望する者(以下「申請者」という。)は、危険物保安技術協会(以下「協会」という。)に、別記様式第 1 に掲げる危険物データベース登録確認書交付申請書(以下「申請書」という。)により協会に申請するものとする。

4 確認書の交付

- (1) 協会は、申請書を審査し、必要事項が記載され、手数料の振込が確認された場合は、これを受理し、別記様式第 2 に掲げる確認書を交付するものとする。
- (2) 協会は、申請者の希望する確認書が当該申請者の登録物品に係るものではない場合で、かつ、確認書の交付対象の登録物品が第三者(登録した者

以外の者)に対し、当該確認書の交付を不可としている場合には、確認書を交付しないものとする。

- (3) 協会は、申請者が不正若しくは不当な手段を用いて確認書の交付を受け、又は確認書の改ざんを行ったことなどが判明したときは、申請者に対し確認書の返納を求めるとともに、これを公表することができるものとする。

5 手数料

- (1) 確認書の交付に係る手数料の額は、1枚あたり1,450円とし、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。
- (2) 手数料の納付については、理事長が別に定める。
- (3) 既に納付された手数料は、協会が手数料の対象となる業務の申請書を受け付けた後においては、返還しない。

6 その他

- (1) 協会は、登録者からその登録した物品に係る危険物データベース登録物品一覧表(以下「登録一覧表」という。)の発行を求められたときは、これを有償で発行することができるものとする。
- (2) 登録一覧表の発行に係る手数料は、用紙1枚につき1枚目は1,450円とし、2枚目からは1枚につき480円を加算するものとする{消費税を含まない。(外税)}。

7 本業務規程の運用について、必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

この業務規程は、平成元年10月1日から施行する。

附 則

この業務規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月4日危保規程第13号)

この業務規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年10月19日危保規程第25号)

この業務規程は、平成11年10月19日から実施する。

別記様式第 1

平成 年 月 日				
危険物保安技術協会 殿				
申請者				
住 所 〒				
申請者名			印	
〔 電話番号			〕	
担当者名及び所属部課名				
危険物データベース登録確認書交付申請書				
次に掲げる物品の危険物データベース登録確認書の交付を申請します。				
NO	登 録 物 品 名	登録番号	交付 部数	備 考
受 付		経 過 欄		

備考 1 : 記載欄が不足した場合には別記様式第 1 - 2 を用いること。

2 : 様式のサイズは A 4 とする。

3 : 登録番号が不明な場合には、空欄とすること。

4 : 印欄は記入しないこと。

別記様式第2

平成 年 月 日

危険物データベース登録確認書

危険物保安技術協会

1 登録番号			
2 登録物品名			
3 登録者名			
4 類・品名・性質			
5 状態		6 引火点	

様式のサイズはA5とする。

危険物データベース登録確認書の交付に係る業務規程の運用要領

平成 5 年 4 月 1 日制定

最終改訂 平成 17 年 6 月 10 日危企調第 12 号

1 目的

この運用要領は、危険物データベース登録確認書の交付に係る業務規程（以下「規程」という。）7 に基づき、規程の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

2 確認書の記載項目（規程 2 関係）

確認書の記載項目のうち、類・品名・性質、状態及び引火点の記載内容は、次のとおりとする。

(1) 類・品名・性質

危険物に該当する物品は、消防法別表の類別欄に掲げる類別、品名欄に掲げる品名（「その他のもので政令で定めるもの」にあつては、危険物の規制に関する政令（以下「政令」という。）第 1 条に掲げられている品名）及び政令別表第 3 の性質欄に掲げる性質を記載するものとする。

危険物に該当しない物品のうち、政令別表第 4 の可燃性固体類、可燃性液体類及び合成樹脂類に該当する物品は当該物品名を、また、いずれにも該当しない物品は「非危険物」と記載するものとする。

(2) 状態

第 3 類並びに第 5 類関係の物品及び非危険物は液体・固体の別を、また、第 1 類関係の物品は粉粒状（目開きが 2 mm の網ふるいを通過する量が 10 重量% 以上であること。）と粉粒状以外の別を記載するものとする。

(3) 引火点

第 2 類の危険物のうち引火性固体及び第 4 類の危険物について、その物品の引火点を記載するものとする。

(4) (2)及び(3)で該当する内容がない場合には、空欄とする。

3 確認書の交付申請（規程 3 関係）

(1) 協会の指定する銀行口座

協会の指定する銀行口座は、次のとおりとする。

なお、振込みに係る振込手数料は、申請者の負担とする。

みずほ銀行虎ノ門支店 預金種目 普通 口座番号 2814216

(2) 返信用封筒

返信用封筒の表には、申請者の住所、会社名及び担当者名等の送り先を明記するとともに、返信に必要な金額の切手を貼付するものとする。

なお、交付件数が多く封筒で郵送できない場合には、料金着払いの宅配便券に替えることができるものとする。

4 交付申請書の記載方法（規程 4 関係）

申請書の記載方法は次のとおりとする。

(1) 申請者名

ア 消防庁へデータベース登録した際の名称（以下「登録者名」という。）を記載するものとする。

なお、第三者が他社の登録した確認書の交付を申請する場合は、自社名称のあとに（ ）書きで登録者名に続けて「登録分」と記載するものとする。

[記載例] 申請者名 運輸株式会社（ 化学株式会社 登録分)

イ 社名変更をした場合についても、旧登録者名の確認書の交付を希望するときは、上記アのなお書きに準じて（ ）書きで旧社名を記載すること。この場合、第三者に確認書の交付不可の形で登録しているものについては、社名変更した旨の通知その他これに類するものを添付するものとする。

(2) NO

当該申請に係る物品について、1 から始まる通し番号を記載するものとする。

(3) 登録物品名

ア 消防庁へ登録した際の正確な物品名を記載するものとする。

イ 登録物品一覧表を添付することにより登録物品名の記載を省略することができるものとする。その場合、登録物品名の欄に「別添一覧表のとおり、計 物品」と記載し、一覧表の交付を希望する登録物品の番号に 印等でマークするものとする。

(4) 登録番号

登録番号が分っている場合は、登録番号を記載するものとする。

(5) 備考

他社が登録した確認書の交付を希望する場合で、かつ、物品により登録者が異なる場合には、当該登録物品名の備考欄にそれぞれの登録者名を記

載するものとする。

5 登録一覧表の発行（規程 6 関係）

- (1) 登録一覧表の発行を希望する者は、発行手数料を事前に協会へ確認し、別記様式に掲げる危険物データベース登録物品一覧表発行依頼書に手数料の振込が確認できる書類の写し等及び返信用封筒を添えて協会へ申請するものとする。
- (2) 登録一覧表の発行手数料は、確認書の交付手数料と同じ銀行口座に振り込むものとする。

附 則

この運用要領は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用要領は、平成 17 年 6 月 10 日から施行する。

別記様式

平成 年 月 日	
危険物保安技術協会 殿	
申請者	
住所 〒	
申請者名	
印	
{ 電話番号 担当者名及び所属部課名 }	
危険物データベース登録物品一覧表発行依頼書	
次の 印に係る登録物品一覧表の発行を依頼します。	
区 分	期日指定（危険物データベースに入力された年月日）
登録番号順	指定せず 西暦 年 月 日 ~ 年 月 日
あいうえお順	指定せず 西暦 年 月 日 ~ 年 月 日
入力日・登録番号順	指定せず 西暦 年 月 日 ~ 年 月 日
入力日・あいうえお順	指定せず 西暦 年 月 日 ~ 年 月 日
受 付	経 過 欄

- 備考1：区分欄は発行を希望する一覧表の種別に 印を記し、期日指定欄は入力日を指定する場合に、当該入力年月日を記載すること。
- 2：様式のサイズはA4とする。
- 3： 印欄は記入しないこと。